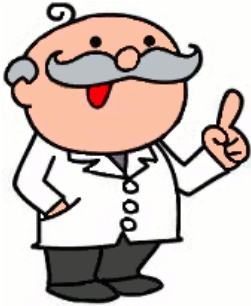


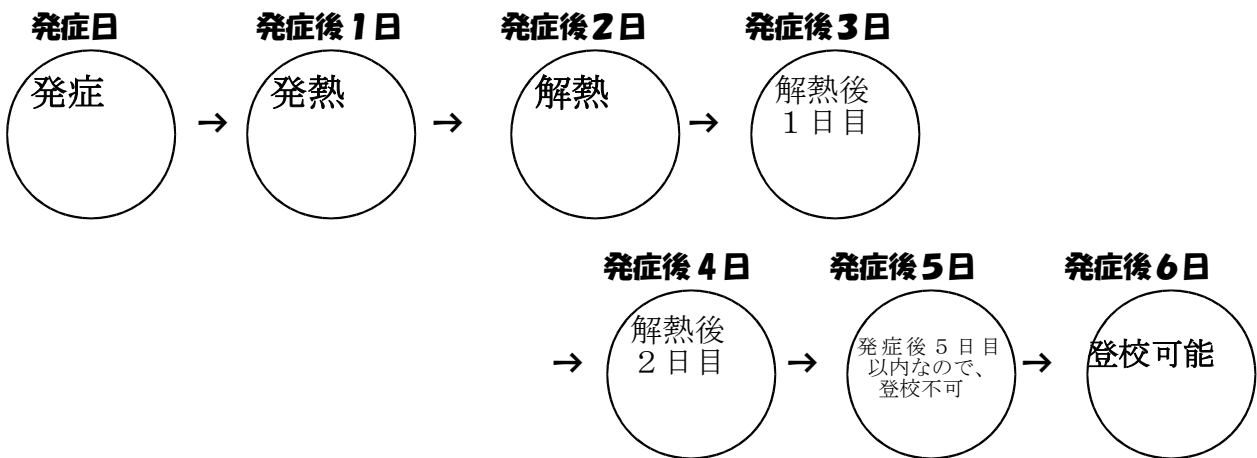
インフルエンザによる 出席停止期間の基準が変更されました！



これまでは「解熱後2日が経過するまで」でしたが、
それに加え「発症後5日が経過していること」も
条件になりました。

※インフルエンザによる学校の出席停止期間は、発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児は3日）を経過するまで。〔学校保健安全法施行規則第19条(2012年4月1日改正)〕

例えば、発症後2日目に解熱した場合



例えば、発症後4日目に解熱した場合

